

公示番号：170390

国名：バングラデシュ

担当部署：バングラデシュ事務所

案件名：住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）【有償勘定技術支援】

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示) にかかる応募手続き (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月21日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 8点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 45点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
  - ③語学力 18点

#### ④その他学位、資格等

18点  
(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である円借款附帯プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

#### 6. 業務の背景

バングラデシュの主食である米については、大河により形成された沖積平野で1980年代までは主に雨季の氾濫洪水や自然降雨に依存した稲作が広く行われてきた。その後、地下水灌漑による乾季作の導入が進められたが、地下水位の低下や塩水の侵入が問題となり、雨季の表流水の乾季作利用が農業開発における重要な課題となっている。また、米の安定生産のためには、灌漑に加え、排水改良、洪水湛水被害の防止等も重要であり、1,000ha以下の小規模な地域単位での用排水路、制御水門、堤防等の施設整備を行う小規模水資源開発(Small Scale Water Resource Development。以下、「SSWRD」という)事業が1990年代半ばから行われており、JICAは2007年～2016年まで有償資金協力「小規模水資源開発事業」を実施し、2017年後半からその後継事業として有償資金協力「小規模水資源開発事業(フェーズ2)」を実施する予定である。

SSWRD事業の実施機関は、農村インフラ整備を担う地方行政技術局(Local Government Engineering Department。以下、「LGED」という)で、LGED本部のIWRM(Integrated Water Resources Management)ユニットがSSWRDに係る事業を統括している。しかしながら、これまで行われてきたインフラ整備が地方・農村道路を中心としていたため、組織内にSSWRDに関する技術的バックグラウンドに乏しく、ローン事業の実施・管理も外部コンサルタントの技術力に負う部分が多く、LGED職員自身の技術力や事業実施能力の向上には結びついていない。また、SSWRD事業を契機に関連施設の管理を担う水管理組合(Water Management Cooperative Association)が設立されているが、同組合の能力不足等により施設の運用・維持管理状況が十分でないケースも見られる。さらに、水資源関連施設のみならず農村道路や市場等のインフラの整備を、関係地方自治体の参加の下に一体的・統合的に実施することが求められている。

かかる状況の中、バングラデシュ政府は「住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)を日本政府に要請し、JICAは2012年10月からLGEDをカウンターパートとし、「参加型小規模水資源開発・管理モデルが確立され、その実施体制が整備される」をプロジェクト目標とする本プロジェクトを開始した。なお、本プロジェクトでは、①「LGEDが小規模水資源開発のプロジェクトサイクルを実現するための能力が強化される」、②「LGEDが小規模水資源開発事業をその他の農村インフラ(道路、農村市場等)と一体的に計画・実施するための能力が強化される」、③「ユニオンレベルの関係者(ユニオン評議会議長及び書記

官、政府出先機関職員等)が WMCA による小規模水資源開発事業の計画・維持管理を支援するための能力が強化される」、④「WMCA が小規模水資源管理施設を維持管理するための能力が強化される」、⑤「上記①～④に基づいた参加型小規模水資源開発・管理モデルがパイロットサイト以外でも利用可能なものとして確立される」の5つをアウトプットとし、これらに係る活動を実施しているところである。また、本プロジェクトの期間は当初5年間であったが、度重なるゼネラルストライキやダッカ襲撃テロ事件の発生等により、当初終了予定であった2017年10月から2018年5月までプロジェクト期間を延長した。

今回実施する終了時評価は2018年5月のプロジェクト終了を控え、バングラデシュ政府と合同でプロジェクト活動の実績及び成果を確認、分析するとともに、有償資金協力事業「小規模水資源開発事業(フェーズ2)」等類似事業の実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2017年8月下旬～8月下旬)

- ①既存の文献、報告書等(実施運営総括表、詳細計画策定調査報告書、合同中間レビュー報告書等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他バングラデシュ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間(2017年9月上旬～9月下旬)

- ①JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③LGEDと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに他の調査団員及びLGED等とともに評価5項目の観点から評価を行い、協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)に添付する合同終了時評価報告書(案:英文)の取りまとめを行う。

- ⑥調査結果や他団員及び LGED 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦合同終了時評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA バングラデシュ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2017 年 9 月下旬～10 月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 合同終了時評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月9日～2017年9月28日を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA バングラデシュ事務所）
- イ) 協力企画（JICA バングラデシュ事務所）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。（本業務の作業期間中に派遣されている専門家のみ。）

- ア) チーフアドバイザー/水管理（長期派遣専門家）
- イ) 統合型水資源管理（長期派遣専門家）

ウ) 業務調整/コミュニティ開発 (長期派遣専門家)

③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・バングラデシュ人民共和国 住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12154035.pdf>

本業務に関する以下の資料を当機構南アジア部南アジア第四課 (03-5226-3121) から配布します。

- ・合同中間レビュー評価報告書 (英文)
- ・実施運営総括表 (第1回～第8回)
- ・PDM (英文)

(3) 安全管理

① 現地調査/業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ア) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」(対面座学) 及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- イ) 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
- ウ) 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。
- エ) JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。

オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

カ) バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。

② バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

③ 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICAバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料がJICA基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

④ 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもJICAバングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICAバングラデシュ事務所が定める。手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICAバングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則としてJICAバングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。

⑤ ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。

⑥ 現地作業中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAバングラデシュ事務所から貸与する。

⑦ 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。

(4) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）  
うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上